

岩手中部水道企業団外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1 岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）の水道事業について、外部評価による評価及び検証を行い、水道事業の客観性と透明性を確保するとともに、構成市町の理解を得て事業推進を図るため、岩手中部水道企業団外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業団の水道事業に関する運営評価に関すること。
- (2) 企業長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、企業長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議は、企業長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第6 委員会は、所掌事項に係る検討結果について、その内容を企業長に報告するものとする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月17日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、第6の規定による報告をした日をもって、その効力を失う。